

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学公文書開示事務等取扱規則

令和3年4月1日 規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第18条の規定による公文書の写しの交付に要する費用等及び条例第37条の規定による公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が管理する公文書の開示に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する請求書は、公文書開示請求書（様式第1号）によるものとする。

(決定の通知)

第3条 条例第11条第1項の規定による通知（同項ただし書きの規定により口頭で行う場合を除く。）は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第2号）

(2) 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（様式第3号）

2 条例第11条第2項の規定による通知は、公文書非開示決定通知書（様式第4条）により行うものとする。

(決定期間延長等の通知)

第4条 条例第13条第2項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第13条第3項の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

(事案移送の通知)

第5条 条例第14条第1項の規定による通知は、事案移送通知書（様式第7号）により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第6条 条例第15条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第8号）及び開示決定等に係る意見書（様式第9号）を送付することにより行うものとする。ただし、条例第15条第1項に基づく通知であって軽易なものについては、口頭で行うことができる。

2 条例第15条第3項の規定による通知は、開示決定をした旨の通知書（様式第10号）により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第7条 条例第16条の規定による電磁的記録についての開示方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、理事長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付

(2) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録に係る記録媒体（以下「光ディスク等」という。）に複写したものの交付

（開示の実施）

第8条 公文書（公文書を複写したものと並びに前条第2号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したものと並びに専用機器により再生したものを含む。次項において同じ。）の閲覧又は視聴は、理事長が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 理事長は、開示決定を受けた者で公文書の閲覧又は視聴により開示を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

3 公文書の写し（前条第1号に規定する録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものと並びに同条第2号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したものと並びに光ディスク等に複写したものを含む。）の交付部数は、一の開示請求につき1部とする。

（公文書の写しの交付に要する費用）

第9条 条例第18条第1項に規定する公文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付及び同条第2項に規定する公文書（電磁的記録に限る。）の開示の実施に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

（納付の時期等）

第10条 前条に規定する費用は、理事長が指定する銀行口座への振込みによりあらかじめ納付するものとする。ただし、条例第16条に規定する公文書の開示を総務経理課において実施する場合には、開示の際に現金により費用を納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、郵送による写しの送付に要する費用は、理事長が指定する銀行口座への振込み又は郵便切手によりあらかじめ納付するものとする。

(審査会に諮問した旨の通知)

第 11 条 条例第 20 条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第 11 号）により行うものとする。

(改廃)

第 12 条 この規則の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

公文書の種類	開示の実施の方法	金額
1 文書又は図画	(1) 写しの交付（日本産業規格（以下「J I S」という。）A 4、B 4 又は A 3 の用紙を用いて行うものに限る。）	単色刷りの場合 1 枚につき 10 円 多色刷りの場合 1 枚につき 20 円
	(2) 写しの交付（J I S A 4、B 4 又は A 3 以外の用紙を用いて行うものに限る。）	当該写しの交付に要する費用に相当する額
	(3) その他公文書の性質に応じて写しを作成する場合における当該写しの交付	当該写しの交付に要する費用に相当する額
2 録音テープ	(1) 録音カセットテープ（J I S C 5568 に適合するものに限る。）に複写したものの交付	当該複写したものの交付に要する費用に相当する額
	(2) その他必要な特別の処理を施してする開示	当該開示に要する費用に相当する額
3 ビデオテープ	(1) ビデオカセットテープ（J I S C 5581 に適合するものに限る。）に複写したものの交付	当該複写したものの交付に要する費用に相当する額

	(2) その他必要な特別の処理を施してする開示	当該開示に要する費用に相当する額
4 電磁的記録(2の項又は3の項に該当するものを除く。)	(1) 用紙(J I S A 4、B 4又はA 3の用紙に限る。)に出力したものの交付	単色刷りの場合 1枚につき10円
		多色刷りの場合 1枚につき20円
	(2) 光ディスク(J I S X 0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき50円
	(3) その他必要な特別の処理を施してする開示	当該開示に要する費用に相当する額

備考 1の項(1)若しくは(2)又は2の項(1)の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として計算する。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公文書開示請求書

年 月 日

公立大学法人

静岡社会健康医学大学院大学 理事長 様

郵便番号

開示請求者 住所又は
居所 〔法人その他の団体にあつては、そ
の主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人その他の団体にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名〕

静岡県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	
開示の方法の区分 〔希望する方法にレ 印を付してください。〕	1 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (1) <input type="checkbox"/> 開示請求に係る公文書の全部を希望する。 <input type="checkbox"/> 公文書を閲覧した後、必要な部分を希望する。 (2) <input type="checkbox"/> 窓口での交付を希望する。 <input type="checkbox"/> 郵送での交付を希望する。
連絡先 〔請求内容について 照会することがあ りますので、担当 者の氏名、電話番 号等を記載してく ださい。〕	

以下の欄には記入しないでください。

処 理 状 況	1 即日開示	2 後日決定
対象公文書の名称 (即日開示の場合のみ記入すること。)		
担 当 課 等		
備 考		

様式第2号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学
理事長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することに決定したので通知します。

公文書の名称			
公文書の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 時 分	
	場所		
担当課等	電話番号		
備考			

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。
- 3 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

様式第3号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学
理事長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することに決定したので通知します。

公文書の名称			
開示しないこととした部分、その根拠規定及び当該規定を適用した理由			
公文書の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	時 分
	場所		
担当課等	電話番号		
備考			

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。
- 3 開示決定に係る公文書の部分に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 4 この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。
- (1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学を被告（訴訟においては理事長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第4号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公文書非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学
理事長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

公文書の名称	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由	
担当課等	電話番号
備考	

(注) この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- 1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学を被告（訴訟においては理事長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第5号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学
理事長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

公文書の名称	
条例第13条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話番号
備考	

様式第6号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学
理事長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第13条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

公文書の名称			
条例第13条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間及び当該期間内に開示決定等をする部分	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	開示決定等をする部分		
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日		
条例第13条第3項の規定を適用する理由			
担 当 課 等	電話番号		
備 考			

様式第7号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学
理事長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書については、静岡県情報公開
条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。
なお、公文書の開示決定等は、事案の移送先の実施機関において行われます。

公文書の名称		
移送先	実施機関	
	担当課等	電話番号
移送をした日	年 月 日	
移送の理由		
移送元の担当課等	電話番号	
備考		

様式第 8 号（第 6 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

意見照会書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学
理事長 印

静岡県情報公開条例に基づき、次のとおりあなたに関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書の開示決定等について御意見があれば、年 月 日までに意見書を提出してください。

公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
公文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先 (担当課等)	電話番号
備考	

様式第9号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

開示決定等に係る意見書

年 月 日

公立大学法人

静岡社会健康医学大学院大学 理事長 様

郵便番号

住所又は居所 { 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地 }

開示請求者

氏名 { 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名 }

年 月 日付 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

公文書の名称	
意見	1 公文書を開示されることについて支障がない。 2 公文書を開示されることについて支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 支障がある理由
連絡先 { 回答内容について照会することがありますので、担当者の氏名、電話番号等を記載してください。 }	

様式第 10 号（第 6 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

開示決定をした旨の通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学
理事長 印

年 月 日付けで請求のあったあなたに関する情報が記録された公文書の開示をすることを次のとおり決定したので、静岡県情報公開条例第 15 条第 3 項の規定により通知します。

公文書の名称	
公文書に記録されているあなたに関する情報の内容のうち開示決定に係る部分及びその理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課等	電話番号
備考	

様式第 11 号（第 11 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学
理事長 印

次のとおり開示決定等に対する審査請求について静岡県情報公開審査会に諮問したので、静岡県情報公開条例第 20 条の規定により通知します。

公文書の名称	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
担当課等	電話番号
備考	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた開示請求に基づく開示の実施に要する費用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により提出されている申請書等は、改正後の規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

4 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。